

[特集1] 最新教育時事

- ①「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について～全ての子供たちへのよりよい教育の実現を目指した、学びの専門職としての「働きやすさ」と「働きがい」の両立に向けて～(答申) …………… 1
- ②学びの多様化学校の設置に向けて【手引き】 …………… 2
- ③初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン(Ver.2.0) …………… 3
- ④いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(改訂版) …………… 4
- ⑤性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律…………… 5
- ⑥こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律…………… 6

© 2025 TOKYO ACADEMY
本書の複写・スキャン・デジタルデータ化等の複製
および複製物の転売は法律で認められた場合を除き
違法のため禁じます。

①「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について～全ての子供たちへのよりよい教育の実現を目指した、学びの専門職としての「働きやすさ」と「働きがい」の両立に向けて～(答申)

中央教育審議会 2024(令和6)年8月

本答申は、これまで働き方改革を行ってきたものの、依然として長時間勤務の実態が十分には改善されないことと同時に全国的な教師不足の状況下で、質の高い人材を確保するための方策を検討したものである。なお、「教師不足」とは、実際に学校に配置されている教師の数(配置数)が、各都道府県・指定都市等の教育委員会において学校に配置することとしている教師の数(配当数)を満たしていない状態を指す。2022(令和4)年1月に文部科学省が公表した『『教師不足』に関する実態調査』の結果によれば、2021(令和3)年5月時点で、全国の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校で合計2,065人の教師不足に陥っている。

本答申では、「令和の日本型学校教育」を担う教師及び教職員集団の姿として、「教師は、学びに関する高度専門職であり、教職生涯を通じて探究心を持って主体的に学び続けること、教科や教職に関する高度な専門的知識や新たな学びを展開できる実践的指導力、子供の学びの過程を見取り質の高い学習評価を通じて指導の改善につなげていく力量等に加え、教職に対する使命感や責任感、子供に対する教育的愛情、豊かな人間性や社会性等が求められる」としている。また、教師を取り巻く環境整備の基本的な方向性として、①学校における働き方改革の更なる加速化、②教師の処遇改善、③学校の指導・運営体制の充実を一体的・総合的に推進する必要があるとして、それらについて詳細な提案を行っている。

具体的に①では、学校・教師が担う業務の適正化を一層推進するとともに、PDCAサイクルを通じた働き方改革の推進などが、③では、小学校中学年でも教科担任制を推進し、定数改善を行うことなどが提案された。また、②では、教師の職務等の特殊性を踏まえると、勤務時間の内外を包括的に評価し、教職調整額を支給する仕組みは現在においても妥当であるとする立場を示したうえで、教職調整額は現在の4%を少なくとも10%以上とするように提案するとともに、いわゆる「超勤4項目」以外の業務を追加することは適当ではないとしている。

② 学びの多様化学校の設置に向けて【手引き】

文部科学省 2024（令和6）年2月改定

文部科学省では、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」（2023（令和5）年3月文部科学省）、「第4期教育振興基本計画」（2023（令和5）年6月閣議決定）において、不登校児童生徒の多様な教育機会の確保に向けて、学びの多様化学校の各都道府県・政令指定都市での1校以上の設置を計画期間内に進め、将来的には、学びの多様化学校への通学を希望する児童生徒が居住地によらずアクセスできるよう、分教室型も含め、全国で300校の設置を目指すとしている。その中で、設置の手続きをわかりやすく周知するために、従来の「不登校特例校の設置に向けて【手引き】」（2020（令和2）年1月）を改定し、新たにとりまとめたのが本手引きである。

不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、文部科学大臣が、**学校教育法施行規則第56条**に基づき（中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校において準用）、学校を指定し、特定の学校において教育課程の基準によらずに**特別の教育課程**を編成して教育を実施することができる学校のことを、「**学びの多様化学校***（いわゆる**不登校特例校**）」と呼んでいる。また、2016（平成28）年12月に成立した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」では不登校児童生徒に対する支援の更なる充実を求めており、また、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」（2017（平成29）年3月）において、「学びの多様化学校」の設置の促進も示している。これらを受けて、設置の手続きを分かりやすく周知する内容が示されている。

例えば、ポイントの一つに「特別の教育課程を実施するにあたっては、不登校児童生徒等の実態に配慮し、例えば不登校児童生徒等の学習状況にあわせた**少人数指導**や**習熟度別指導**、個々の児童生徒の実態に即した**支援**（**家庭訪問**や**保護者への支援**等）、**学校外**の学習プログラムの積極的な活用など指導上の工夫をすることが望ましい」などと示されている。

*従来の「不登校特例校」はCOCOLOプランにおいて、より子どもたちの目線に立ったものにする必要があることから、2023（令和5）年8月に「学びの多様化学校」に名称変更された。

③ 初等中等教育段階における生成 AI の利活用に関するガイドライン (Ver.2.0)

文部科学省 2024 (令和6) 年12月

本ガイドラインは、教職員や教育委員会等の学校教育関係者を主たる読み手として、学校現場における生成 AI の適切な利活用を実現するための参考資料となるよう、利活用に当たっての基本的な考え方や押さえるべきポイントをまとめたものであり、**学校現場での生成 AI の利活用を一律に禁止したり義務付けたりするものではない**としている。

生成 AI の特徴を踏まえて、学校現場において生成 AI を利活用する際の基本的な考え方として、(1) **学校現場における人間中心の生成 AI の利活用**、(2) **生成 AI の存在を踏まえた情報活用能力の育成強化**を挙げている。

(1) については、AI 利用の基本原則として、「AI の利用は、**憲法及び国際的な規範の保障する基本的人権を侵すものであってはならない**。AI は、人々の能力を拡張し、多様な人々の多様な幸せの追求を可能とするために開発され、社会に展開され、活用されるべきである。」という「**人間中心の原則**」がある。これは学校現場においても同様であり、生成 AI と人間との関係を対立的に捉えたり、必要以上に不安に思ったりするのではなく、生成 AI は使い方によって人間の能力を補助、拡張し、可能性を広げてくれる有用な道具にもなり得るものと捉えるべきである。その上で、生成 AI の出力はあくまでも「**参考の一つである**」「**最適解とは限らない**」ことを認識するとともに、リスクや懸念を踏まえつつ、**最後は人間が判断し**、生成 AI の出力結果を踏まえた**成果物に自ら責任を持つ**という基本姿勢が重要であるとしている。ただし、児童生徒の学びにおいては、学習指導要領に示す資質・能力の育成に寄与するか、教育活動の目的を達成する観点から効果的であるかを吟味した上で利活用するべきであり、生成 AI を利活用することが目的であってはならない。

(2) について、情報活用能力(情報モラルを含む)の育成に当たっては、生成 AI が社会の中で果たす役割や影響、生成 AI に関する法・制度やマナー等について科学的な理解に裏打ちされた形で理解すること、問題の発見・解決等に向けて生成 AI を適切かつ効果的に利活用し、情報社会に主体的に参画する態度を身に付けていくことが期待される。

さらに、学校現場において生成 AI を利活用する際に押さえておくべきポイントとして、①**安全性を考慮した適正利用**、②**情報セキュリティの確保**、③**個人情報やプライバシー、著作権の保護**、④**公平性の確保**、⑤**透明性の確保**、関係者への説明責任を挙げている。